受託手荷物に限る	
受託手荷物に限る	
受託手荷物に限る	
持込手荷物に限る	に改める。
持込手荷物に限る	

同表「リチウム金属電池又はリチウムイオン電池を用いたＡＥＤ（自動体外式除細動器）等携帯型の医療電子機器と予備電池（リチウム含有量が８ｇ以下のリチウム金属電池又はワット時定格量が160Wh以下のリチウムイオン電池であって、短絡しないように個々に保護されているもの）」の項中、「予備電池」を「蓄電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車及びリチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車」に改める。

同表備考五中「蓄電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車及びリチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車」を「蓄電池（別表第１に掲げる蓄電池（漏れ防止型のもの）及び特別規定Ａ123に準拠する電池を除く。）又はリチウムイオン電池を取り外すことができない電動車椅子等並びに電動車椅子等に用いる蓄電池又はリチウムイオン電池（予備の電池を含む。）」に改め、備考五の次に次のように加える。

備考６　電動車椅子等に用いる蓄電池及びリチウムイオン電池であって、装置から取り外すことができるものは、取り外すこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二)　道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
東根市大字羽入字西野一〇四八番一から尾花沢市大字尾花沢二二・〇〇～三二六・〇〇	二三・〇三七メートル	二三・〇三七キロメートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形市旅篭町一丁目二五九番一から同市下条町二丁目五二一番一まで	前	八・五〇～八・五〇メートル	四八・〇〇キロメートル
	後	八・五〇～六・五〇メートル	四八〇・九八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八　号	糸魚川市大字寺地字砂畑一八六番四から同市大字寺地字砂畑一九八番二まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年八月十日

○近畿地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
生駒市鹿畑町七二番六から同市鹿畑町七二番四まで	前	一一・二八～一二・五二メートル	一一・三三キロメートル
	後		一三・七四〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲賀市土山町大野字東大屋敷六三一八番二から同市土山町徳原字西之野四九六番一まで	前	一一・九五～一一・九五メートル	一五・七二〇・〇七八キロメートル
	後	一一・九五～一七・九二メートル	一七・九二〇・〇七八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所